

平成29年度 隠岐島振興アクション・グループ募集要項

《趣 旨》

平成25年度に策定した「島根県離島振興計画」において示した5つの重点戦略を推進するため、実験的な取り組みをしていただける団体（アクショングループ）を募集します。

取り組むテーマは次の重点戦略に沿った内容とします。

（複合的な取り組みも可。例：①と②の実現を目指した取り組み など）

< 5つの重点戦略 >

- ① 人づくりや交流による活気あふれる島づくりの推進
- ② 産業振興による安定的な雇用の確保
- ③ 島民が安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現
- ④ 隠岐の豊かな独自の自然・文化の保存・継承
- ⑤ 災害に強い安全安心なまちづくりの推進

《募集概要》

1. 申請期限 平成29年9月29日（金）まで（必着）
2. 実施期間 採択の日以降から平成30年3月31日まで
3. 実施場所 島根県離島振興計画地域内（隠岐4町村内）
4. 活動例 ○地元産品を利用した観光客を満足させる「隠岐らしい食」の検討
○地元産品の島内流通システムづくりに向けた取り組み
○隠岐の人材を活用した新しい旅行商品の開発 など
5. 募集件数 4件程度（予算の範囲内）
6. 限度額 原則として経費のうち1団体あたり15万円を上限として負担します。
7. 申請方法 アクション・グループ運営申請書（様式1）に、アクション・グループ事業計画書（様式2）、過去の活動例（様式自由）、団体の会則・会員名簿等（様式自由）を添付して、隠岐支庁県民局にご提出ください。

なお、申請書類は採択の有無にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

8. 採択方法 隠岐支庁県民局により選考を実施し、採択団体を決定します。応募者側に内容のヒアリング実施や一部修正をお願いする場合があります。
9. 事業実施 採択団体と隠岐支庁との委託契約により事業を実施していただきます。
10. 実績報告 事業終了後には、活動報告書（様式3-1、3-2）を提出していただきます。
また、離島総合振興会議等において、事業実績を報告していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 留意事項
- (1) 原則、施設整備、備品購入は対象としません。
- (2) 旅費は真に必要なものに限定し、県の旅費規程による額と実費のどちらか安価な方とします。

<申請書提出・問い合わせ先>

〒685-8601 隠岐の島町港町塩口24

隠岐支庁県民局地域振興課

担当：古川

TEL：08512-2-9612 FAX：08512-2-9626

Mail：furukawa-takuya@pref.shimane.lg.jp